

保険料の減免について



以下の要件に該当する場合、減免が受けられることがあります。
申請される方は **減免申請に必要となるもの** を持参のうえ、
申請場所にお越しください。

要件

非課税世帯の方で、次の(ア)～(カ)すべてに該当するとき

- (ア) 所得段階が第1段階の方で、世帯の前年収入が80万円(世帯員2人目から1人につき35万円を加算した額)以下であること、または第2段階及び第3段階の方で、世帯の前年収入が120万円(世帯員2人目から1人につき35万円を加算した額)以下であること。
- (イ) 市町村民税を課されている方と生計を同じくしていない、またはその方から生活援助を受けていないこと。
- (ウ) 課税世帯の方の市町村民税の控除対象者となっていないこと。
- (エ) 介護保険料の滞納がないこと。
- (オ) 健康保険の被扶養者となっていないこと。
- (カ) 住民票のある市町村内に、自らの居住用の土地または家屋以外に、土地・家屋を有していないこと。

申請期限

平成31年1月31日(木)

※期限を過ぎた申請は、納期限を過ぎていない保険料額が減免額の上限となりますので、ご注意ください。

申請場所

- 豊橋市役所長寿介護課
- 豊川市役所介護高齢課
- 蒲郡市役所長寿課
- 新城市役所福祉介護課
- 田原市役所高齢福祉課
- 設楽町役場町民課
- 東栄町役場住民福祉課
- 豊根村役場住民課
- 東三河広域連合介護保険課

減免申請に必要となるもの

年金証書

遺族年金、障害年金等の非課税年金分も含む

健康保険証

印鑑

収入の状況が分かるもの

源泉徴収票や確定申告書など

個人番号カード、通知カード、住民票(個人番号記載)などのいずれか

減免する額

減免する額については、所得段階に応じて以下のとおりとなります。ただし、5月以降に資格を取得された場合は月数に応じて減免する額も変更となるため、下記の額になりませんのでご注意ください。

所得段階	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村
第1・2段階の方	8,664円	9,326円	8,106円	9,384円	8,768円	9,225円	8,685円	9,753円
第3段階の方	14,439円	15,543円	13,509円	15,639円	14,613円	15,375円	14,475円	16,254円

その他の減免

上記の他にも下記の事由に該当する場合は、介護保険料の減免を受けることができる場合があります。詳しくは、東三河広域連合または東三河8市町村介護保険担当窓口へお問い合わせください。

- ① 災害により、住宅や家財に著しい損害を受けたとき。
- ② 事業の廃止・失業などにより収入が著しく減少したとき。
- ③ 刑事施設等に拘禁されたとき。